

平成 年度 町民税 給与支払報告書 にかかると 県民税 特別徴収 にかかる給与所得者異動届出書

◎ 異動があった場合は、すみやかに提出してください。

宮城県柴田町長宛		給与支払者 (特別徴収義務者)	氏名(名称)	[印]										特別徴収義務者 指定番号					
平成 年 月 日提出			所在地	〒 -										この届出書に 応答する係及びそ の氏名・電話番号	課 _____ (氏名) _____ (電話)				
			個人番号又は法人番号																
給 与 所 得 者	受給者番号											(ア) 特別徴収税額 (年 税 額)	(イ) 徴 収 済 額	(ウ) 未徴収税額 (ア) - (イ)	異 動 年 月 日	異 動 の 事 由	異動の未徴収 税額の徴収	退職時までの 給与支払額	
	個人番号																		円
	氏名	旧姓 ()																	
	生年月日	大正・昭和 平成											月分 から			1. 退 職	1. 特別徴収継続 [別の事業所で税 金を徴収する 2. 一括徴収 [残金を退職者か ら全額を徴収して 納入する 3. 普通徴収 [残額を退職者本 人が納入する]		
	旧住所	(1月1日現在の住所…必ず記入願います。)											月分 まで			2. 転 勤			
現住所	(給与の支払を受けなくなった後の住所)											円			3. 休 職		社会保険料 控 除 額		
															4. 長 欠		円		
															5. 死 亡				
															6.				

◎退職者の未徴収税額は、なるべく一括徴収の方法で納入して下さるようお願いいたします。

◎1月1日から4月30日までの間に退職した者に未徴収税額がある場合は、一括徴収することが義務づけられています。

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載して下さい。

一括徴収の理由	徴 収 予 定			備 考
1. 異動が28年12月31日までで、 申出があったため (月 日申出)	給 与 又 は 退職手当等の 支払予定日	支 払 予 定 日 ご と の 徴 収 予 定 額	徴 収 予 定 額 合 計 (上 記 (ウ)と同額)	一括徴収した 税額は、 月分と 一緒に納入 します。 (/ 納入分)
2. 異動が29年1月1日以降で、 特別徴収の継続の希望がないため		円	円	
異 動 者 印		円	円	

※ 町 処 理 欄	宛 名 番 号	異 動 内 容		異CD	済 期	開 始 期
		転勤・一括・普徴・取消				
	処理 月日	/	P	G		
	次 年度	有・無	P			
6 月						
7 月						

◎ 転勤等による特別徴収届出書

給 与 支 払 者	所在地	〒 - p										転勤等による特別 徴収税額の納付月		毎月税額	円を 月分から納入します。		転勤等先特別徴収義務者指定番号									
	フリガナ											連絡者の係 及び氏名並 びにその電 話番号	係	有(番号)・無												
	名 称												氏名	法人 番号												
	代表者の 職氏名印	[印]										電話	() -	連絡事項等												